

議案第3号

専決処分の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年2月2日提出

留萌市長 中西俊司

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、令和5年度留萌市港湾事業特別会計補正予算（第2号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和6年1月22日

留萌市長 中西俊司

令和5年度留萌市港湾事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度留萌市の港湾事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,984千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143,795千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年1月22日

留萌市長 中西俊司

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		72,938	4,984	77,922
	1 繰入金	72,938	4,984	77,922
歳入合計		138,811	4,984	143,795

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾施設費		73,104	4,984	78,088
	1 港湾施設費	73,104	4,984	78,088
歳出合計		138,811	4,984	143,795

2 歳 入

(款) 2 繰入金
(項) 1 繰入金

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
2		繰入金	72,938	4,984	77,922
	1	繰入金	72,938	4,984	77,922
		1 一般会計繰入金	72,938	4,984	77,922

(港湾事業特別会計)

節		説 明
区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	4,984	1 一般会計繰入金

3 歳 出

(款) 1 港湾施設費
(項) 1 港湾施設費

(単位：千円)

1	1	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			港湾施設費	73,104	4,984	78,088		4,984
			港湾施設費	73,104	4,984	78,088		4,984
			港湾施設管 理費	62,143	4,984	67,127		4,984

節		説 明
区 分	金 額	
10 需 用 費	4,984	1-03 港湾・物流の確保 (1)引船運航事業 4,984 修繕料 (4,984)

(港湾事業特別会計)